

# 財政福祉委員会

## 説明資料

福祉都市環境整備指針の改定について

平成 2 8 年 9 月 6 日

健康福祉局

# 目 次

	頁
1 福祉都市環境整備指針の趣旨 . . . . .	1
2 福祉都市環境整備指針の経過 . . . . .	1
3 福祉都市環境整備指針改定の概要 . . . . .	2
4 今後の予定 . . . . .	1 1

## 参考

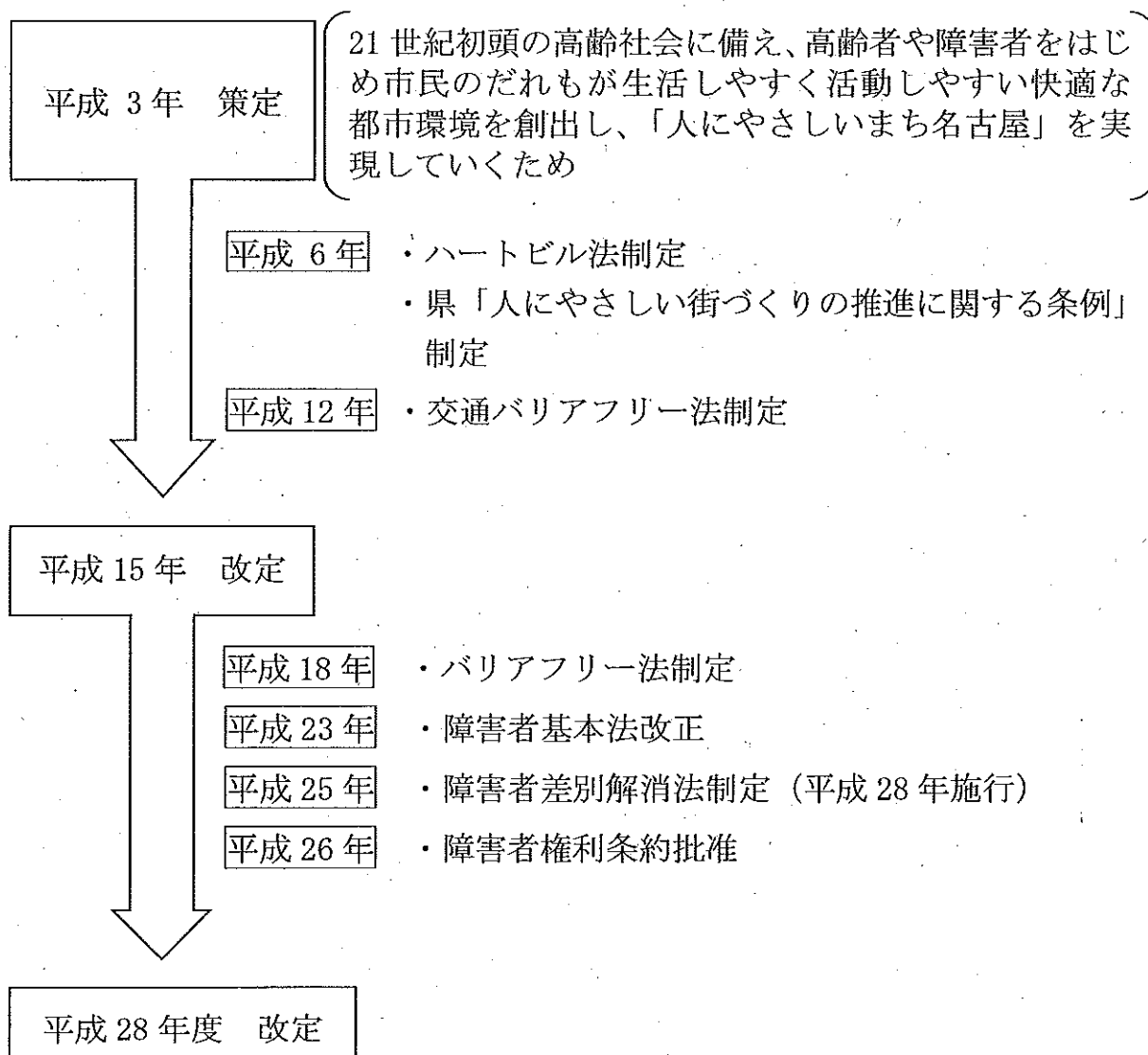
技術的基準の主な追加・変更事項 . . . . .	1 2
---------------------------	-----

## 1 福祉都市環境整備指針の趣旨

年齢の違いや障害の有無にかかわらず、すべての市民がお互いの理解を深め合い、共に手を携える「人にやさしいまち名古屋」を実現するため、以下について、明示するもの

- ・福祉的観点からのまちづくりの基本理念
- ・福祉のまちづくりを推進していくうえでの必要な視点や方策
- ・本市の公共建築物・道路・公園・公共交通機関の各種都市施設を整備するうえでの標準的な技術的基準

## 2 福祉都市環境整備指針の経過



### 3 福祉都市環境整備指針改定の概要

#### (1) 福祉都市環境整備指針改定の背景

##### ア 福祉のまちづくりの社会的背景

- ・バリアフリー法の制定、障害者権利条約の批准に向けた障害者基本法の改正（「社会モデル（※）」に基づく障害者の定義や、合理的配慮の概念が盛り込まれる。）や障害者差別解消法の制定といった動き
- ・高齢者や障害者など「自分も積極的に社会活動に関わりたい」という気運の高まり
- ・まちや社会の側があらゆる個人を分け隔てなく受け容れるという、共生やインクルーシブといった観点の広まり

##### ※「社会モデル」

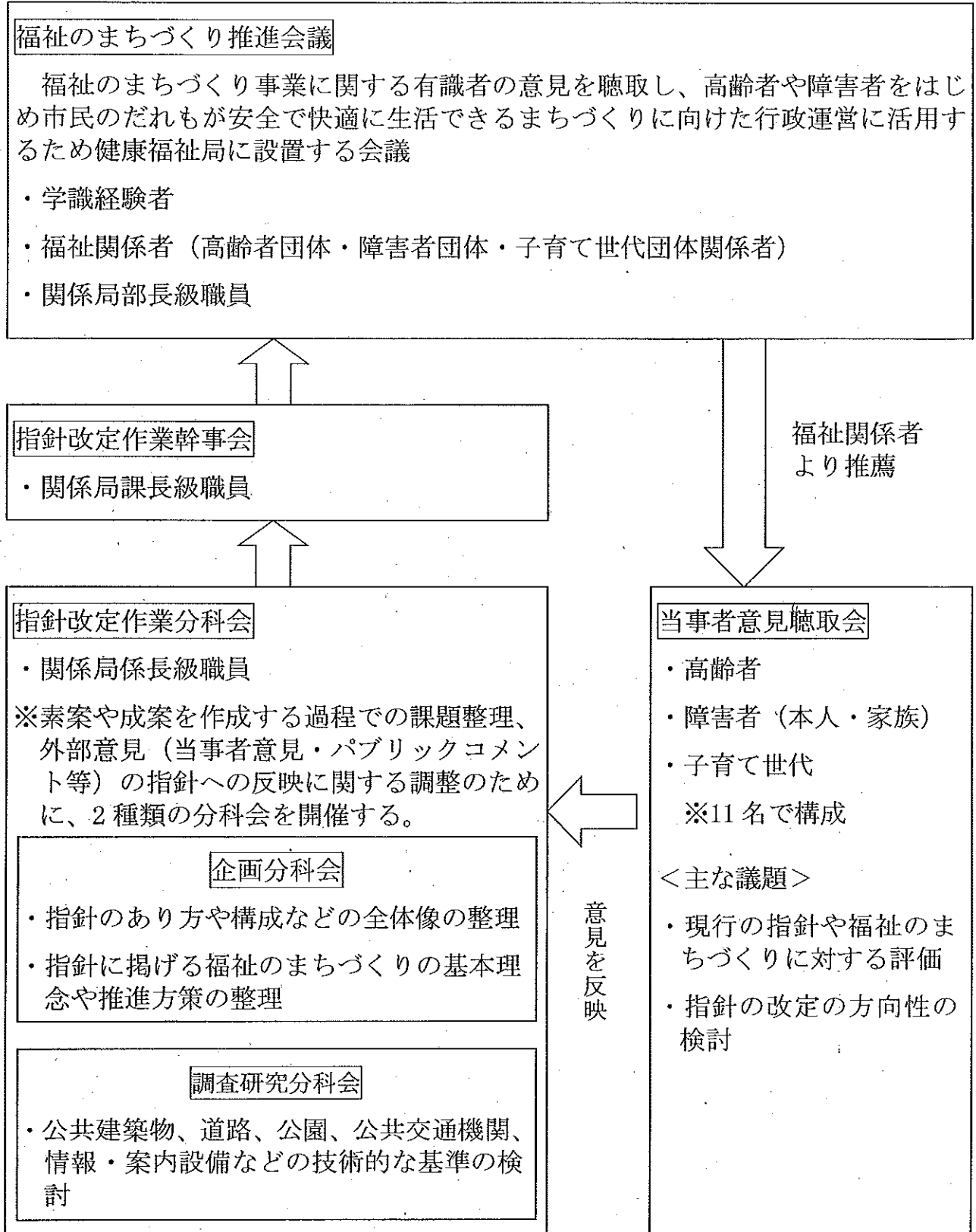
生活制限の範囲を機能障害のみに求め、障害を疾病、損傷など医学的所見による個人的な問題として捉える「医学モデル」の考え方に対し、生活制限は、機能障害のみに起因するものではなく、社会における制度、情報、物理、心理など様々な障壁と相対することによって生ずるものと捉える考え方

##### イ 本市の福祉のまちづくり ～現状と課題～

- ・前回の指針の改定から10年以上を経過し、配慮すべき対象者の拡大や記載すべき新しい視点及び従来の基準ではすぐわない内容
- ・南海トラフを震源とする大規模な地震や大型台風などの風水害といった災害の発生が懸念されるなかで、幅広い視点から利用しやすい施設などの整備の必要性
- ・リニア中央新幹線の開業により人々の交流が活発になることが考えられるなかで、個々の施設にとどまらず、周辺の施設や道路などとも連携した総合的かつ面的なバリアフリー整備の必要性
- ・高齢者や障害者などを対象とした調査結果による、バリアフリー化の継続的推進の必要性

## (2) 指針改定にかかる検討体制と経過

### ア 検討体制



## イ 経過

<b>【平成 27 年度】</b>	
6月～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 指針改定作業分科会</li> <li>・第1回 指針改定作業幹事会</li> <li>・福祉のまちづくり推進会議</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">8月 第1回 改定作業当事者意見聴取会</div>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 指針改定作業分科会</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">10月 第2回 改定作業当事者意見聴取会</div>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回 指針改定作業幹事会</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくり推進会議</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">2月 第3回 改定作業当事者意見聴取会</div>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回 指針改定作業分科会</li> </ul>
<b>【平成 28 年度】</b>	
6月～7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回 指針改定作業分科会</li> <li>・第3回 指針改定作業幹事会</li> <li>・福祉のまちづくり推進会議</li> </ul>
8月	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">福祉都市環境整備指針素案の策定</div>

### (3) 福祉のまちづくりの推進方策

3つの基本理念と、それを具体化するための3つの施策の体系に基づいて、推進方策を展開

#### ア 基本理念

(ア) 人としての尊厳が尊重され、だれもがいきいきと過ごせるまち

誰もがいきいきと自分らしく生活し、日々活動することができるまちづくりをめざします。

(イ) 人にやさしい安全・安心で快適なまち

すべての市民が行動したり利用したり生活を営む上での障壁（バリア）を除去し、市民の誰もが安全に、安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。

(ウ) 共に生き、共につくる魅力的なまち

市民一人ひとりがお互いの理解を深めるとともに、お互いの違いをありのまま認め合い、支えあえるような意識のバリアフリーの行き届いた魅力あるまちを、共に生き、共に手を携えてつくっていくことをめざします。

#### イ 施策の体系

(ア) 福祉のまちづくりをすすめるための仕組みづくり

##### ① 市民とのパートナーシップによるまちづくり

- ・「福祉のまちづくり推進会議」などを通じて、高齢者や障害者、子育て家庭など様々な立場の当事者のバリアフリー整備の検討に係る議論への参加、意見の活用の取り組みを促進
- ・当事者、事業者及び行政が共同作業で企画・立案するワークショップの手法など、まちづくりの企画段階で様々な立場にある市民からの創意工夫が活かせる取り組みの実践を促進
- ・施設利用者である各当事者によるバリアフリー検証などを行うことによるバリアフリー整備のスパイラルアップ（継続的向上）

## ② 福祉のまちづくり事業の進行管理

- ・「福祉のまちづくり推進会議」を活用した進行管理
- ・効率的、効果的なまちづくりのため、国、県などの行政機関始め民間関係団体との協調・連携による総合的、一体的な整備
- ・国の関係法令や関連目標の改正、市民の方々からの意見などを踏まえたバリアフリー整備の技術的基準の改定

## (イ) 都市施設整備におけるバリアフリー化の推進

### ① 総合的かつ一体的な整備の展開

- ・都市施設を整備する機会における、面的・一体的なバリアフリー整備
- ・案内用図記号（ピクトグラム）にJIS規格化された全国的に統一化されたものを使用するなど、わかりやすい情報伝達

### ② 合理的配慮の提供との関連付け

- ・バリアフリー化による環境整備により解決できない課題の対処について、場面ごとの合理的配慮により対応

### ③ バリアフリー化の対応

- ・公共建築物、道路、公園、公共交通機関におけるそれぞれのバリアフリー化の考え方に沿って推進
- ・本市が整備する施設以外にも、施設管理者や整備事業者に対して、指針の理念や当事者参加の重要性等を周知啓発

### ④ 関連事業の推進と連携

- ・情報のバリアフリー対応（音声訳、点字訳、端末操作性、ウェブアクセシビリティなど）
- ・緊急時の避難、救助体制（避難行動要支援者対応、避難所のバリアフリーなど）
- ・アセットマネジメントに基づく施設のリニューアル改修の際の整備

### ⑤ ユニバーサルデザインによる整備の推進

- ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備や基準の活用



#### (ウ) 「意識のバリアフリー」の推進

##### ① 広報・啓発の推進

- ・配慮が必要となる各当事者の特性の理解、バリアフリー化を進める理由、バリアフリー化された設備の機能を損なわせるようなモラルやマナー違反の問題についての啓発を図る。(広報なごや、啓発用冊子など)

##### ② 研修事業・教育施策との連携

- ・市職員が障害や障害者に対する正しい理解を深める取り組みや、民間事業所の従事職員の接遇意識の向上及び適切な介助知識の修得する取り組みの促進
- ・共生感覚を身につけるため、高齢者や障害者との交流の機会を取り入れた学習活動促進及び教員研修での工夫の一層の推進

##### ③ 地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援

- ・地域福祉推進協議会などの組織と連携し、地域でのふれあいネットワーク活動の推進、高齢者や障害者等の日常生活の支援をするボランティアの育成・支援
- ・市民活動推進センターにおける市民活動に係る協働の推進

#### (4) バリアフリー整備のための視点

- ・施設について面的・総合的な整備を進めるためには、移動のしやすさ、案内情報のわかりやすさを考慮する必要性があることから、整備について配慮の必要な対象者の特性及び望ましい整備視点を例示

##### 【例示する配慮の必要な対象者】

高齢者、肢体不自由者（車いす使用者、歩行困難者、杖使用者など）  
視覚障害者（全盲、弱視・視野狭窄・色覚障害など）、聴覚障害者、言語障害者（音声機能障害・言語機能障害）、内部障害者、知的障害者、  
精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者、妊産婦、乳  
幼児連れの方、子ども、外国人・その他（旅行者等）

※下線部分は、追加対象者

(5) 設計・施工上の標準としての技術的基準

ア 改定の考え方

(ア) 法律、政令、国のガイドライン、愛知県条例の基準を更新

(イ) 本市独自基準の継承及び利用当事者の意見を踏まえた必要な基準の追加

イ 対応

(ア) 公共建築物

【適用対象】

- ・ 不特定多数の者の利用する部分
- ・ 公共住宅及び公共建築物で特定の者が利用する部分については、高齢者・障害者・乳幼児連れの方等の利用実態に応じて本基準の項目を適用
- ・ 物理的な制約から整備の内容が限られる小規模な公共建築物については、利用実態に応じ、安全の確保、次いで利便性や快適性の追求にとって必要性の高い整備に係る項目を適用
- ・ 災害時に避難所となる施設については、日常の利用実態を考慮しつつ、当該施設における福祉的配慮として、不安なく安全な避難生活にとって必要となる整備に係る項目を適用

【基準の追加・変更の例】

必要な基準

- ・ 車いす使用者用駐車スペースの設置台数の範囲を拡大

総数	必要数
26台～50台	1台以上
51台～100台	2台以上
101台～	3台以上

→

総数	必要数
～50台	1台以上
51台～100台	2台以上
100台～150台	3台以上
150台～200台	4台以上
200台～	総数の100分の1に2を加えた数

望ましい基準

- ・ 多機能トイレの設置数を拡大（1以上 → 当該階に設置の便房数が200以下の場合はその2%以上、200を超える場合はその1%に2を加えた数以上）

新設

- ・ 「授乳室・おむつ交換場所・多目的室」の項目

## (イ) 道路

### 【適用対象】

- ・ 道路法に基づく道路など  
ただし、以下に該当し、基準に適合した整備が不可能な項目は除外
- ① 本基準に適合しない狭い歩道等が設置されている既設道路において、今後、拡幅整備をすることが困難な箇所
- ② 道路の勾配や沿道宅地との高低差等の事情により、本基準に適合した整備が困難な箇所

### 【基準の追加・変更の例】

#### 必要な基準

- ・ 自転車歩行者道路の有効幅員の確保（原則 3m 以上）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等円滑化に必要な箇所に設置される立体横断施設においては、エレベーターの設置（やむを得ない場合は、スロープや車いす対応エスカレーターを設置）を義務化

## (ウ) 公園

### 【適用対象】

- ・ 市民の利用する公園施設（都市公園法に規定される都市公園以外も含む。）  
ただし、地形、自然環境、史跡の存在などから、工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更などを行うことが、他の法令若しくは条例の規定により制限される場合または公園の特性や機能を損なうことになる場合であって、基準に適合した整備が不可能な項目は、除外

### 【基準の追加・変更の例】

#### 必要な基準

- ・ 園路の確保すべき有効幅員の延長（140 cm → 原則 180cm 以上）

#### 新設

- ・ 「転落防止設備」の項目

## (エ) 公共交通機関

### 【適用対象】

- ・ 鉄道・軌道の駅、バスターミナル、バス停留所、タクシー乗り場、鉄道・軌道・バスの車両

### 【基準の追加・変更の例】

#### 必要な基準

- ・ 転落防止措置は、一定の要件に該当する場合の優先整備を設定  
(点状ブロック、可動式ホーム柵、ホームドアのいずれか → ホームドアまたは可動式ホーム柵)
- ・ 文字等により情報を表示するための設備による緊急情報の表示を義務化

## (オ) 情報・案内

### 【適用対象】

- ・ 「Ⅰ 公共建築物」「Ⅱ 道路」「Ⅲ 公園」「Ⅳ 公共交通機関」の各項において対象となる施設

### 【基準の追加・変更の例】

#### 必要な基準

- ・ ピクトグラム（案内用図記号）は、JIS規格を基本とし、知的障害者、子ども、外国人などにもわかりやすいデザインとすることを義務化
- ・ 点字表示・触知案内板等における内容の文字併記

#### 4 今後の予定

平成 28 年 9 月	・ 市民意見の募集（パブリックコメント）
平成 28 年 10 月 ～平成 29 年 1 月	・ 指針改定作業分科会、指針改定作業幹事会において、成案に向けた作業 ・ 福祉のまちづくり推進会議で成案確定
平成 29 年 3 月	・ 改定指針の策定・公表

## 参考

技術的基準の主な追加・変更事項

◎：整備や配慮が必要な内容

○：整備や配慮をしていくことが望ましい内容

**義務化**：改定により○から◎へ水準を高めた項目

下線は、本市独自の基準

u003c/div>

項目	事項																														
<p><b>新規</b> A-1 移動等円滑化 経路</p>	<p>◎以下のそれぞれの経路のうち、利用者の移動が最も一般的な経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できる「移動等円滑化経路」として認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道又は公園、広場その他の空地から不特定多数の者の利用が見込まれる部分までの経路</li> <li>・不特定多数の者の利用が見込まれる部分から多機能トイレまでの経路</li> <li>・車いす使用者用駐車スペースから不特定多数の者の利用が見込まれる部分までの経路</li> </ul> <p>◎スロープ又はエレベーターを併設する場合を除き、経路上に段差や段の設置を禁止</p>																														
<p><b>新規</b> A-2 視覚障害者移動等円滑化経路</p>	<p>◎道又は公園、広場その他の空地から施設案内設備や係員のいる案内所等までの経路のうち1以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」と認定</p> <p>◎線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせた敷設、又は音声等視覚障害者を誘導する設備の設置</p> <p>◎敷地内の車路に近接する部分、階段及びスロープに近接する部分への点状ブロック等敷設</p>																														
<p>A-3 アプローチ</p>	<p>○車いす使用者に配慮した有効幅員を確保（180cm以上）</p> <p>◎通路面にやむを得ない事情で段差が残る場合におけるスロープ又はエレベーターの設置</p> <p>◎視覚障害者誘導用ブロックを歩道の線状ブロックと接続する場合における道路管理者との事前協議</p>																														
<p>A-4 駐車場</p>	<p>◎車いす使用者用駐車スペースの設置台数の範囲を拡大</p> <table border="1" data-bbox="542 1612 1404 1971"> <tr> <td>総数</td> <td>必要数</td> <td>→</td> <td>総数</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>26台～50台</td> <td>1台以上</td> <td></td> <td>～50台</td> <td>1台以上</td> </tr> <tr> <td>51台～100台</td> <td>2台以上</td> <td></td> <td>51台～100台</td> <td>2台以上</td> </tr> <tr> <td>101台～</td> <td>3台以上</td> <td></td> <td>100台～150台</td> <td>3台以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>150台～200台</td> <td>4台以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>200台～</td> <td>総数の100分の1に2を加えた数</td> </tr> </table>	総数	必要数	→	総数	必要数	26台～50台	1台以上		～50台	1台以上	51台～100台	2台以上		51台～100台	2台以上	101台～	3台以上		100台～150台	3台以上				150台～200台	4台以上				200台～	総数の100分の1に2を加えた数
総数	必要数	→	総数	必要数																											
26台～50台	1台以上		～50台	1台以上																											
51台～100台	2台以上		51台～100台	2台以上																											
101台～	3台以上		100台～150台	3台以上																											
			150台～200台	4台以上																											
			200台～	総数の100分の1に2を加えた数																											

13

I 公 共 建 築 物	A-4 駐車場	<p>◎隣に車いす使用者用駐車スペースがない場合における乗降用スペースの追加設置（有効幅員 140cm 程度）◎障害者シンボルマークの内容を明記（車いす使用者をはじめとした障害者等を優先する旨の説明も記載した案内板）</p> <p>○障害者シンボルマークの案内板の高さを設定（150cm 以上）</p> <p>○車いす使用者の利用を考慮した安全通路の有効幅員を確保（180cm 以上）</p>
	新規 A-5 一時停車スペース	○必要に応じて、車いす使用者等の障害者が優先して使用できる停車スペースを設置
	A-6 玄関回り	<p>◎玄関付近には、点字による案内板、触知案内板又は音声案内装置など視覚障害者に示す設備を原則設置を義務化</p> <p>○玄関から受付までが離れている場合や複合ビルなどで受付が複数ある場合などには、玄関にインターホンを設置</p> <p>○インターホンを設置する場合における視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導</p>
	A-7 スロープ	<p>○車いす使用者に配慮した有効幅員の確保（180cm 以上）</p> <p>○側壁がない場合に、車いすの乗り越え防止のための立ち上がりの連続設置（35cm 以上）</p> <p>○歩き始めの安定確保や視覚障害者に配慮した手すり両端の延長整備（スロープの始点、終点より水平に 45cm 以上）</p> <p>◎スロープの上り口、下り口の端部への点状ブロック敷設を義務化</p>
	A-8 出入口	<p>○玄関など主要な出入口の有効幅員の確保（120cm 以上）</p> <p>○戸の前後に設置する車いすが回転できる水平部分（有効寸法 150cm×150cm）について、戸の対象範囲を拡大（自動ドア以外の戸 → すべての戸）</p> <p>○ドア枠の左右かつ適切な高さ（床上 20cm～70cm の範囲）に安全センサーを設置</p>
A-10 階段	<p>○寸法基準を再設定（蹴上げ 15cm 程度、踏面 30cm 程度、蹴込み 2cm 程度 → 蹴上げ 16cm 以下、踏面 30cm 以上、蹴込み 2cm 以下）</p> <p>○歩き始めの安定確保や視覚障害者に配慮した手すり両端の延長整備（階段の始点、終点より水平に 45cm 以上）</p> <p>◎高低差が概ね 300cm 以内ごとに設置する踏幅 120cm 以上の踊り場を義務化</p> <p>◎階段の上り口、下り口の端部への点状ブロック敷設を義務化</p> <p>○折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者に配慮した衝突回避のための鏡を設置</p>	



I 公 共 建 築 物	A-1 1 手すり	○壁がある場合に、手すりを掴む手が下に落ちる感覚のない曲げ方での取付け
	A-1 2 エレベーター	○車いす使用者対応の乗り場ボタンによる戸の開放時間延長設定 ○エレベーター利用者が特に多い場合には、緊急時対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる 20 人乗り以上のエレベーターを導入 ◎車いす使用者対応の主操作盤にインターホンを設置 ◎乗降ロビーにおいて、かごの昇降方向が音声でわかる設備の設置を義務化 ◎乗降ロビーに、かごの昇降方向を表示する装置を設置 ◎乗り場ボタンの点字表示（立位で使用するもの及び車いす使用者対応の両方）を義務化 ◎点字表示の位置はボタンの左側を基本とすることを義務化 ○設置台数が 1 台のみで、他に段差解消の設備がない施設における点検は時間外対応で実施（やむを得ず時間内に実施する場合には、事前広報により周知）
	B-1 多機能トイレ	○設置数を拡大設定（当該階に設置の便房数が 200 以下の場合はその 2%以上、200 を超える場合はその 1%に 2 を加えた数以上） ○多機能トイレの利用集中を軽減するための一般用トイレの機能拡充（車いす使用者に配慮した広さ、オストメイト用設備、乳幼児用設備など） ○車いすが転回できる出入口前の空間の確保（140cm×140cm 以上） ◎出入口ドアは、自動式引き戸または手動式引き戸で整備 ◎便座の高さ基準の幅を限定（40～45 cm程度 → 40 cm程度） ○手すりと取り付け壁の間の空間を拡大（10cm → 12cm） ◎オストメイト（人工肛門又は人口膀胱を使用している者）対応設備の設置内容を義務化 ○着替え台の設置
B-2 一般用トイレ	◎車いす使用者に配慮した設備を設置した場合には、出入口の有効幅員確保（80cm 以上）を義務化 ◎洋式便器を拡大（大便器のうち、少なくとも 1 か所 → 基本的） ◎便房内に車いす使用者、オストメイト、乳幼児に配慮した設備を設置した場合における図記号での表示 ○小便器の便器洗浄には、自動センサー式など操作不要の整備	

I 公 共 建 築 物	B-2 一般用トイレ	○乳幼児用ベッドの周辺に、荷物置き場を設置 ○乳幼児用ベッドの他に、着がえ台を設置
	B-3 洗面所	○鏡の高さを明示（洗面台に近い位置から上方へ100cm以上）
	B-4 B-5 浴室 (個室・共同用)	○開口部に確保する有効幅員を拡大（85cm以上 → 90cm以上） ◎脱衣室や洗い場における車いすで回転できるスペースの確保 ○浴槽の深さを変更（55cm程度 → 50cm程度）
	B-6 シャワー室・ 更衣室	◎シャワーブースや更衣室ブースにおける車いすで回転できるスペースの確保を義務化 ◎ブース内の周囲に、手すりの適切な設置を義務化 ○車いす使用者に配慮した収納棚の高さ及び位置を設定（下端30cm程度、上端150cm程度、奥行き60cm程度）
	新設 B-10 授乳室・おむつ 交換場所・多目的室	○授乳及びおむつ交換のためのスペースを設置 ○授乳及びおむつ交換のためのスペース以外に、臨機応変に一時的な利用のできる多目的室を設置
II 道 路	C-3 自動販売機・券 売機・水飲み 器・ベンチ	◎ベンチの標準の高さを設定（40cm～45cm） ○非常時や災害時に文字情報を提供できる自動販売機の選定
	A-2 歩道の幅員と 勾配	◎自転車歩行者道路の有効幅員の確保（原則3m以上）
	A-3 立体横断施設	◎高齢者、障害者等の移動等円滑化に必要な箇所に設置される立体横断施設においては、エレベーターの設置（やむを得ない場合は、スロープや車いす対応エスカレーターを設置）を義務化 ◎エレベーターの個別基準を設定（かごの内方寸法、原則、幅150cm、奥行き150cm以上。出入口開口部の有効幅員、原則90cm以上など） ◎スロープの個別基準を設定（有効幅員、原則2m以上。勾配、原則5%以下など） ◎階段の個別基準を設置（有効幅員、1.5m以上など） ◎高低差300cm以内ごとに踊り場の設置
A-5 車両乗り入れ 部	◎確保すべき平たん部を延長（1m → 原則2m）	

III 公 園	<b>新設</b> A-1 移動等円滑化 園路	◎公園の出入口及び駐車場から特定公園施設（休憩所、駐車場、 便所、管理事務所など）及び主要な公園施設（遊戯施設、運動 施設、便益施設など）を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が 最も一般的な経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できる「移 動等円滑化園路」として認定 ◎特定公園施設のうちそれぞれ1以上の施設と接続及び主要な 公園施設と接続
	A-2 出入口	◎やむを得ず段差をつける場合の条件を厳格化（2cm以下 → ス ロープ併設） ◎車いす使用者等の安全で円滑な出入りに配慮した水平部分を 設置（長さ150cm以上）
	A-3 園路	◎確保すべき有効幅員の延長（140cm → 原則180cm以上） ◎段差の条件を厳格化（2cm以下 → 禁止（やむを得ない場合に は、スロープ併設））
	A-4 スロープ	◎勾配の基準を変更（5%以下 → 4%以下）
	A-5 階段	◎らせん階段や回り階段の禁止 ◎スロープまたはエレベーターなどの併設
	<b>新設</b> A-7 転落防止設備	◎崖に近接する出入口や通路における点状ブロックや柵の設置 ○必要に応じた視覚誘導者誘導用ブロックの敷設
	<b>新設</b> B-1 屋根付広場 B-2 休憩所及び管 理事務所 B-3 野外劇場及び 野外音楽堂	以下のような、高齢者や障害者などの利用に配慮した内容を設定 ◎出入口の有効幅員の確保（原則120cm以上） ◎出入口における段差の原則禁止（やむを得ない場合はスロープ 併設）
	B-4 駐車場	— I 公共的建築物 A-4 に準じる —
	B-5 トイレ	◎トイレの設置（5000㎡以上の公園には車いす対応トイレの設 置 → 多機能トイレの設置が困難な場合以外は、多機能トイレ または多機能トイレの一部の機能を持ったトイレの設置） ○手すりつき洋式便器の設置（1以上） —その他は、I 公共的建築物 B-1、B-2 に準じる—

Ⅲ 公園	C-1 ベンチ・野外 卓・水飲み器・ 手洗場	◎水飲場及び手洗場の周辺の平たんな床面仕上げを「義務化」
Ⅳ 公 共 交 通 機 関	A-2 公共用通路と の出入口	○地下鉄駅1以上の地上出入口における音による案内の適用拡大（視覚障害者の学校や施設が近くにある駅 → すべての駅）
	A-3 乗車券等販売 所、待合所、案 内所の出入口	○扉の開閉構造として、原則、開き戸禁止 ○戸の構造は内外で互いに確認できるものに設定
	A-4 通路	◎扉の有効幅員の確保を設定（原則90cm以上）
	A-5 スロープ	◎勾配区間を容易に識別できる配色等
	A-7 エレベーター	○エレベーター利用者が特に多い場合には、緊急時対応等に配慮し、ストレッチャーを乗せることができる20人乗り以上のエレベーターを導入 ○到着階（地上出口・改札口など）の具体的な音声案内の実施 ◎扉の開放時間延長機能を有するボタンを配備 ◎操作盤の点字表示の位置を変更（ボタンそのもの → 縦配列の場合はボタンの左側、横配列の場合は、上側）
	B-1 トイレ	－Ⅰ公共的建築物B-1、B-2に準じて改定－
	B-2 乗車券等販売 所・待合所・案 内所	◎聴覚障害者と意思疎通を図るための設備の設置 ○手話対応や筆談用具の配置 ○コミュニケーション支援ボードの準備
	B-3 券売機	○蹴込みの奥行構造を設定（奥行き40cm程度） ○駅係員の連絡・対応状況を表示する設備を設置 ○タッチパネル式の画面の基準を設定（配色・文字など）
	B-4 休憩等のため の設備・その他	○ベンチの形状は固定式で設置 ○待合室に車いす使用者、ベビーカー使用者の利用に配慮したスペースの設置（130cm以上×75cm以上）
C-1 改札口	○有人改札口ではない自動改札機に拡幅改札口を設置 ○有人改札口における配慮を新設（視覚障害者の誘導、聴覚障害者の案内、コミュニケーションボードの配備など）	

IV 公 共 交 通 機 関	C-2 乗降場(プラットホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎転落防止措置は、一定の要件に該当する場合の優先整備を設定(点状ブロック、可動式ホーム柵、ホームドアのいずれか → ホームドアまたは可動式ホーム柵)</li> <li>○車いす使用者の円滑な乗降のために使用する渡り板の構造を設定(原則、幅 80cm 以上、使用時の傾斜 10 度以下、耐荷重 300kg 程度など)</li> <li>◎プラットホームに対向する壁等へ車いすスペースに近接する乗降口位置の表示</li> <li>○駅係員と連絡ができるインターホンの設置</li> <li>◎休憩のためのベンチ等の設置</li> </ul>
	C-3 緊急時の設備	◎文字等により情報を表示するための設備による緊急情報の表示を義務化
	E-1 バス車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗降時における乗降口の踏み段高さを設定(27cm 以下)</li> <li>○望ましいスロープ板の内容等を設定(有効幅員 80 cm 以上など)</li> <li>◎車いすスペースにおける車いす固定装置を常備(例外あり → 例外なし)</li> <li>◎車いすマークステッカーを貼付(乗降口(車外)、車いすスペースの付近(車内))</li> <li>○低床部における段やスロープの禁止</li> <li>○低床部と後部の高床部との間の配慮(段差は 1 段 20cm 以下、スロープは原則 5 度以下)</li> <li>○手すり、室内色彩、座席、優先席、降車合図ボタン、運賃箱・整理券発行器、コミュニケーション設備の基準を追加</li> </ul>
E-2 鉄道車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎車両とプラットホームとの間の段・隙間を可能な限り最小化</li> <li>◎乗降口脇に手すりを設置</li> <li>○優先席、手すり・つり革、車いすスペース、案内・表示(緊急時の表示など)の基準を追加</li> </ul>	
V 情 報 ・ 案 内	<視覚案内> A-1 サインシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文字表示における視認性の優れた書体のうち、ゴシック体を採用</li> <li>○色覚障害者に配慮し、分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素ごとの色の明度、色相又は彩度の差を確保</li> <li>○色のみの区別では表示内容が理解できない場合があるため、文字や記号などによる案内の併記、色の名前の併記、異なる模様や線種などを併用</li> <li>◎ピクトグラム(案内用図記号)は、JIS規格を基本とし、知的障害者、子ども、外国人などにもわかりやすいデザインとすることを義務化</li> </ul>

V 情 報 ・ 案 内	<p>&lt;視覚案内&gt; A-1 サインシステム</p>	<p>◎標識が通路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上2m以上の高さに設置</p> <p>○移動円滑化された経路が遮断される場合の案内や、迂回路をわかりやすく表示</p> <p>○高齢者、障害者等の移動等円滑化に必要な箇所にある交差点、駅前広場などには、見やすい位置に、官公庁施設、福祉施設やエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設置</p>
	<p>&lt;触覚案内&gt; C-1 視覚障害者誘導用ブロック</p>	<p>◎点状ブロックを敷設するに当たって、敷設箇所と敷設方法を明示</p> <p>◎床面積2000㎡未満の建築物であっても、玄関廻りに触知案内板等を設ける場合には、その案内板にも視覚障害者誘導用ブロックを敷設することを義務化</p> <p>◎公園出入口が直接車道に接する場合において、車道との境界を認識できる敷設</p>
	<p>C-2 点字表示等</p>	<p>◎エレベーターにおける点字表示取付箇所の拡大(視覚障害者に配慮した主操作盤 → すべての操作盤)</p> <p>◎点字表示・触知案内板等における内容の文字併記</p>